

令和8年2月2日

東大阪市長 野田 義和 様

東大阪市文化芸術審議会

会長 中川 幾郎

東大阪市の文化政策について(答申)

東大阪市は、市民が文化芸術に関わる事は基本的人権であるという事を明確にした「東大阪市文化芸術振興条例」(以下「条例」という)及び「第3次文化政策ビジョン」(以下「ビジョン」という)に基づき、科学的な知見に基づく進行管理を行い文化政策の推進に努めているが、さらなるビジョンの推進及びビジョンの見直しの必要性について、令和6年2月13日付け東大阪市人文推第1667号により、諮問を受けたところである。

本審議会は、今後の東大阪市における文化政策について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

○東大阪市第3次文化政策ビジョンの推進にあたって

1. ビジョン制定後、施策調査の実施により、行政主体で実施する文化芸術事業の把握は可能となったが、地域の住民をはじめ多様な主体が担っている幅広い文化芸術活動の把握には至っていない。

東大阪市は非常に多くの文化資源を有し、市民活動の層も厚く、ひらおか薪能や東大阪鴻池Jazz等の住民自治に根差した文化芸術活動をはじめ、ものづくりとのコラボレーション、ホスピタルアートや障がい者の表現活動等々、民間セクターによる文化芸術活動が盛んに行われている。ビジョンの推進のためには、それらの実態把握に基づいて、既存の団体やアーティストと市民、施設、機関等を繋げるコーディネーター機能がなくてはならない。そのために、必要なスキルの習得やネットワークの構築が可能となる、実践的なアートコーディネート講座を開催する等、東大阪市の文化芸術を支える人材の確保・育成の制度確立を強く要望する。

2. ビジョンの重点項目としている「子どもが文化芸術に触れる機会の創出」の推進にあたり、他県からも注目される、市立小学6年生がオーケストラコンサートを体験する「クラシックの時間」の開催や、未就学児から文化芸術に触れる機会を提供する「アートデビュー」講座の実施等、文化創造館において様々な事業が展開されている点を評価する。

指定管理者と学校等との連携によってこれらの事業は実現しているが、ビジョンに定める乳幼児から高校生まで、全ての子どもが文化芸術に触れる機会を叶えるためには、さらなる取り組みが必要である。文化創造館や市民美術センター等の指定管理者はもちろんのこと、既存の団体やアーティストが、子どもたちを取り巻く環境や人権を深く理解し、質量ともに優れた文化芸術体験を提供できるよう、関係者の研修の実施等を含め、学校等との連携のいっそうの強化を求める。

3. ビジョンの施策の柱「誰もが文化芸術に親しむ環境づくり」の推進は、娯楽の提供ではなく、文化芸術へのアクセスを保障する事業として展開されなければならないものである。その実現のために、地域にある公・民の多様な施設の活用やアウトリーチ等の手法を用い、福祉・医療や多文化共生等の担い手とも連携し、経済的貧困、社会関係的貧困、健康的貧困等に対応した文化芸術事業の実施を強く要望する。

○東大阪市第3次文化政策ビジョンの中間見直しについて

ビジョンの中間見直しについては、課題、基本理念、文化政策の基本方向に変更がないため、見直しの必要はない判断するが、東大阪市における文化芸術活動の支えとなるものが、「文化的人権」の確立と保障を核とする、条例及びビジョンであることと、その意義が市民にも広く浸透するよう、さらなるビジョンの周知を求める。

また、施設の管理・運営を委ねている指定管理者等と条例及びビジョンの理念を共有し、共通理解の元に事業を計画・実施することによって、文化施策の効果を高めていくことを改めて強く望む。

ビジョンの継続的な進行管理に際しては、時代の状況に応じた適切な評価指標を設定し、弾力的な運用を行い、東大阪市におけるいっそう充実した文化政策の推進に努めるよう要望する。